

しんろだよ  
進路便り

# RAINBOW

## 神奈川県公立高等学校の志願状況について

2月1日に神奈川県公立高等学校共通選抜等の志願者数集計結果が発表されました。倍率が1.0倍より0.1ポイント高いということは、ライバルが10%増えることとなります。また学校により、定員数に募集数が足りずに、倍率が1.0倍を切っている学校もあります。希望する学校の倍率を確認し、志願変更も含めてどのように行動するかを家庭で相談してみてください。しかし、倍率は受検校を決めるのに大切な要素ですが、今までいろいろと考え抜いて、自分が行きたい学校を志願したことと思います。安易に倍率だけを見て志願変更するようなことのないように、じっくりと考えてください。特に志願変更先の学校のことがよくわからない場合は、しっかりと調べてください。入学してからの自分、卒業してからの自分をイメージして、本当に行きたい学校かどうか判断してください。これから大切なことは、2月14日からの受検の準備をしっかりとすることです。自分の目標を達成するためには、目標に向かって努力し続けることが大切です。発表を笑顔で迎えられることを願っています。

※志願者数参考ホームページ「令和6年度神奈川県公立高等学校入学者選抜一般募集共通選抜等の志願者数について」 <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/dc4/prs/koko/r1458436.html>

## 神奈川県公立高等学校の志願変更や志願取消について

志願変更の期間は、2月5日(月)から2月7日(水)正午までとなっておりますが、志願変更もインターネットを利用して行いますので、志願変更の手続きは2月6日(火)までに必ず行ってください。志願の変更は1回限り可能です。詳細は志願の手引きの3ページと6ページに書かれています。志願変更の流れは

- ①志願変更を行う際は、事前に担任に伝え、高校に提出されている志願情報に「志願変更許可」の操作を行ってもらう。その後、志願変更の手続きを行う。
- ②出願サイトにログインして「志願変更情報」の入力を行う。入力は前回の志願情報と同じやり方。
- ③神奈川県立から横浜市立の高校への志願変更などは受検料の再納付が必要。再納付が必要な場合は、志願変更の申請後に受検料納付画面が再度、表示される。
- ④志願変更先によっては面接シートや志願資格を証明する書類が必要となる。
- ⑤志願変更手続きが高校に提出された後にその手続きを取りやめることはできない。
- ⑥担任より志願変更許可をもらったが、その後、志願変更をしなくなった場合は、出願サイトより、志願変更の取りやめの手続きを必ず行うこと。
- ⑦第2希望の学科やコースを変更したり、取りやめたりする場合も同じような手続きとなる。

※第1希望の私立の合格が決まるなど公立高校への志願取消を行う際も、同じ流れで行う。

受検票の印刷: 当日持参する必要がある受検票を各家庭で印刷してください。家庭のプリンターかコンビニで印刷可能です。印刷した受検票には、受検上の注意のURLが記されています。受検に関わる内容が記載されているので、受検前までに必ず内容を確認してください。

